

新	旧	
<p style="text-align: center;">第59類</p> <p>染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用纖維の織物類及び工業用の紡織用纖維製品</p> <p>注 1 文脈により別に解釈される場合を除くほか、この類において紡織用纖維の織物類は、第50類から第55類まで、第58.03 項又は第58.06 項の織物、第58.08 項の組ひも及び装飾用トリミング並びに<u>第60.02 項から第60.06 項までのメリヤス編物及びクロセ編物に限る。</u> 2 ~ 7 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第59類</p> <p>染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用纖維の織物類及び工業用の紡織用纖維製品</p> <p>注 1 文脈により別に解釈される場合を除くほか、この類において紡織用纖維の織物類は、第50類から第55類まで、第58.03 項又は第58.06 項の織物、第58.08 項の組ひも及び装飾用トリミング並びに<u>第60.02 項のメリヤス編物及びクロセ編物に限る。</u> 2 ~ 7 (省略)</p>	

新	旧	備 考
<p>59.01 書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用纖維の織物類でガム又はでん粉質の物質を塗布したもの、トレーシングクロス、画用カンバス及びハツトファンデーション用パックラムその他これに類する硬化紡織用纖維の織物類 (省略)</p> <p>(1) 書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用纖維の織物類でガム又はでん粉質の物質を塗布したもの これらは一般に平織りの織物で、通常、綿製、亜麻製又は人造纖維製であり、ガム又はでん粉質の物質(例えば、のり)を厚く塗布し、<u>書籍装丁用、箱、眼鏡類</u>又は刃物類のケース、ナイフの鞘等の製造に使用する。 (省略)</p> <p>(2) トレーシングクロス トレーシングクロスは、通常、綿又は亜麻の目の<u>詰まつた</u>繊細な織物で、芸術家、製図家等が透写をするのに適するように天然樹脂の溶液等で処理を行い表面を滑らかにし、かつ、多少透明にしたものである。</p> <p>(3)、(4) (省略) (省略)</p>	<p>59.01 書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用纖維の織物類でガム又はでん粉質の物質を塗布したもの、トレーシングクロス、画用カンバス及びハツトファンデーション用パックラムその他これに類する硬化紡織用纖維の織物類 (省略)</p> <p>(1) 書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用纖維の織物類でガム又はでん粉質の物質を塗布したもの これらは一般に平織りの織物で、通常、綿製、亜麻製又は人造纖維製であり、ガム又はでん粉質の物質(例えば、のり)を厚く塗布し、<u>書籍装丁用、書籍装丁箱、眼鏡</u>又は刃物のケース、ナイフの鞘等の製造に使用する。 (省略)</p> <p>(2) トレーシングクロス トレーシングクロスは、通常、綿又は亜麻の目の<u>つんだ</u>繊細な織物で、芸術家、製図家等が透写をするのに適するように天然樹脂の溶液等で処理を行い表面を滑らかにし、かつ、多少透明にしたものである。</p> <p>(3)、(4) (省略) (省略)</p>	
<p>59.03 紡織用纖維の織物類(プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものに限るものとし、第59.02 項のものを除く。) 5903.10 - <u>ポリ(塩化ビニル)</u>を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの (省略) この項には、プラスチック(例えば、<u>ポリ(塩化ビニル)</u>)を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用纖維の織物類を含む。 (省略)</p>	<p>59.03 紡織用纖維の織物類(プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものに限るものとし、第59.02 項のものを除く。) 5903.10 - <u>ポリ塩化ビニル</u>を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの (省略) この項には、プラスチック(例えば、<u>ポリ塩化ビニル</u>)を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用纖維の織物類を含む。 (省略)</p>	

新	旧	備 考
<p>5904 リノリウム及び床用敷物で紡織用纖維の基布に塗布し又は被覆したもの(特定の形状に切つてあるかないかを問わない。) (省略)</p> <p><u>5904.90 - その他のもの</u></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 床用敷物で紡織用纖維の基布に塗布し又は被覆したもの これらの床用敷物は、かなり硬いものであり、紡織用纖維の基布(フェルトを含む。)の片面を完全に覆うように塗布された硬い被覆物品である。通常、油及び白亜から成る混合物を基布に塗布した後、その上から更に塗料を塗布する。これらの敷物には、紡織用纖維の基布にプラスチック(例えば、<u>ポリ(塩化ビニル)</u>)の厚い層を被覆したもの又は紡織用纖維の基布に直接塗料を単に数回塗布したものがある。 (省略)</p>	<p>5904 リノリウム及び床用敷物で紡織用纖維の基布に塗布し又は被覆したもの(特定の形状に切つてあるかないかを問わない。) (省略)</p> <p><u>- その他のもの</u></p> <p><u>5904.91 - - ニードルルームフェルト又は不織布を基布とするもの</u></p> <p><u>5904.92 - - その他の紡織用纖維を基布とするもの</u></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 床用敷物で紡織用纖維の基布に塗布し又は被覆したもの これらの床用敷物は、かなり硬いものであり、紡織用纖維の基布(フェルトを含む。)の片面を完全に覆うように塗布された硬い被覆物品である。通常、油及び白亜から成る混合物を基布に塗布した後、その上から更に塗料を塗布する。これらの敷物には、紡織用纖維の基布にプラスチック(例えば、<u>ポリ塩化ビニル</u>)の厚い層を被覆したもの又は紡織用纖維の基布に直接塗料を単に数回塗布したものがある。 (省略)</p>	

新		
<p>59.07 その他の紡織用纖維の織物類(染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。)及び劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する図案を描いた織物類 () その他の紡織用纖維の織物類(染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。) <u>この項には</u>、染み込ませ、塗布し又は被覆した紡織用纖維の織物類(59.01項から59.06項までのものを除く。)で、染み込ませ、塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができるものを含む。この場合において、染み込ませ、塗布し又は被覆した結果生ずる色彩の変化を考慮しない。 (省略) (A)~(F) (省略) (G) 表面にのり(ゴムのりその他ののり)、プラスチック、ゴムその他の材料を塗布した織物で、次の物質等を層状に薄く付着させたもの (1) 模造スエードを作るための紡織用纖維のフロック又はダスト(同じような方法で長い紡織用纖維を付着させた織物で、43.04項の人造毛皮の性格を有するものは含まない。)。模造パイル(例えば、模造コール天)を作るために紡織用纖維のフロック又はダストで被覆した織物類は、この項に属する。 (2)~(4) (省略) (省略)</p>	<p>59.07 その他の紡織用纖維の織物類(染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。)及び劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する図案を描いた織物類 () その他の紡織用纖維の織物類(染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。)この項には、染み込ませ、塗布し又は被覆した紡織用纖維の織物類(59.01項から59.06項までのものを除く。)で、染み込ませ、塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができるものを含む。この場合において、染み込ませ、塗布し又は被覆した結果生ずる色彩の変化を考慮しない。 (省略) (A)~(F) (省略) (G) 表面にのり(ゴムのりその他ののり)、プラスチック、ゴムその他の材料を塗布した織物で、次の物質等を層状に薄く付着させたもの (1) 模造スエードを作るための紡織用纖維のフロック又はダスト(同じような方法で長い紡織用纖維を付着させた織物で、43.04項の人造毛皮の性格を有するものは含まない。)。模造パイル(例えば、模造コール天)を作るために紡織用纖維のフロック又はダストで被覆した織物類は、この項に属する。 (2)~(4) (省略) (省略)</p>	
<p>59.11 紡織用纖維の物品及び製品(技術的用途に供するもので、この類の注7のものに限る。) (省略) 号の解説 5911.90 <u>単纖維の糸をらせん状に連結した物品で、製紙用その他これに類する用途に供する機械に使用する種類の紡織用纖維の織物類及びフェルトと類似の用途を持つものはこの号に属し、5911.31号又は5911.32号には属さない。</u></p>	<p>59.11 紡織用纖維の物品及び製品(技術的用途に供するもので、この類の注7のものに限る。) (省略) 号の解説 5911.90 <u>単纖維の糸をらせん状に連結した物品で、製紙用その他これに類する用途に供する機械に使用する種類の紡織用纖維の織物類及びフェルトと類似の用途を持つものは、5911.31号又は5911.32号に属する。</u></p>	

新		
<p style="text-align: center;">第60類 メリヤス編物及びクロセ編物 (省 略) 総説 (省 略)</p> <p>一般に次のような物品である。</p> <p>(A) (省 略)</p> <p>(B) クロセ編物 1本の連続した糸を使用し、クロセかぎ針1本で手編みによつて編み上げるものである。 すなわち、一つのループの中に他のループを通し、それを引き出し、一つの連続したループを作り、そのループの集め方により、平編みのもの又は編目の詰まつた模様若しくは編目の開いた透し編みの模様を有する装飾的な編物を作る。<u>ある種の透かし編みのものは、正方形、六角形又は他の装飾的な模様を形成するループのチェーンを有する。</u> (省 略)</p> <p>この類の項には、編物の製造に使用される11部の紡織用纖維の種類を問わず、また、弾性糸又はゴム糸を使用しているか使用していないかを問わず、メリヤス編物及びクロセ編物を含む。また、この類には、明らかに衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類の非常に細かい金属糸で編んだメリヤス編物又はクロセ編物を含む。</p> <p><u>この類には、メリヤス編物又はクロセ編物で反物状のもの（管状のものを含む。）及び単に長方形（正方形を含む。）の形状に裁断したものを含む。これらの編物には平編みのもの、ゴム編みのもの及び縫い合わせ又は接着により二重に重ね合わせた編物を含む。</u></p> <p><u>すべてのこれらの編物には、浸染したもの、なせんしたもの又は異なる色の糸から成るものがあり、60.02 項から 60.06 項までの編物は時々毛羽立てられ、編物の性質が隠されることがある。</u></p> <p style="text-align: center;">(次葉へ)</p>	<p style="text-align: center;">第60類 メリヤス編物及びクロセ編物 (省 略) 総説 (省 略)</p> <p>一般に次のような物品である。</p> <p>(A) (省 略)</p> <p>(B) クロセ編物 1本の連続した糸を使用し、クロセかぎ針1本で手編みによつて編み上げるものである。 すなわち、一つのループの中に他のループを通し、それを引き出し、一つの連続したループを作り、そのループの集め方により、平編みのもの又は編目の詰まつた模様若しくは編目の開いた透し編みの模様を有する装飾的な編物を作る。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この類の項には、編物の製造に使用される11部の紡織用纖維の種類を問わず、また、弾性糸又はゴム糸を使用しているか使用していないかを問わず、メリヤス編物及びクロセ編物を含む。また、この類には、明らかに衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類の非常に細かい金属糸で編んだメリヤス編物又はクロセ編物を含む。</p> <p><u>この類には、メリヤス編物又はクロセ編物で反物状のもの（管状のものを含む。）及び単に長方形（正方形を含む。）の形状に裁断したものを含む。長方形（正方形を含む。）の形状に裁断した編物で、更に加工したもの（例えば、縁かがり）、完成したものでそのまで使用ができる製品（例えば、マフラー等）及びメリヤス編物又はクロセ編物で特定の形状に編み上げたもの（单一の物品に裁断してあるかないかを問わない。）は含まない。</u></p> <p style="text-align: center;">(次葉へ)</p>	

新	旧	
<p>(前葉より) この類には次の物品を含まない。 (a)~(d) (省略) (e) <u>長方形（正方形を含む。）の形状に裁断した編物で、更に加工したもの（例えば、縁かがり）、完成したものでそのまで使用することができる製品（例えば、マフラー等）及びメリヤス編物又はクロセ編物で特定の形状に編み上げたもの（単一の物品に裁断してあるかないかを問わない。）（特に61類、62類及び63類の製品）</u></p> <p><u>号の解説</u> <u>6005.21 から6005.44 及び6006.21 から6006.44</u> <u>メリヤス編物及びクロセ編物で漂白していないもの及び漂白したものの、浸染したもの、異なる色の糸から成るもの又はなせんしたもの</u> <u>11部の号注1の(e)から(ij)までの規定はメリヤス編物及びクロセ編物で漂白していないもの及び漂白したものの、浸染したものの、異なる色の糸から成るもの又はなせんしたものに準用する。</u> <u>異なる色になせんした糸又は同色で濃淡の異なる色になせんした糸を全部又は一部に使用したものから成る編物は、異なる色の糸から成る編物であり、浸染した編物又はなせんした編物とはみなさない。</u></p>	<p>(前葉より) この類には次の物品を含まない。 (a)~(d) (省略) (新設)</p>	

	新	旧	備 考
60 . 0 2	<p>メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。）</p> <p>6002.40 - 弹性糸の重量が全重量の5%以上のもの（ゴム糸を含まないものに限る。）</p> <p>6002.90 - その他のもの</p> <p>第60.01項のパイル編物を除き、この項は幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のメリヤス編物及びクロセ編物を含む。 弾性糸は11部の号注1(a)に規定されている。この注におけるテクスチャード加工糸は54.02項の解説末尾にある号の解説に規定されている。</p> <p>この項には、また次の物品を含まない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 包帯で、医薬用又は小売用にしたもの（30.05） (b) ループウェーラー（56.06） (c) 58.07項のラベル、バッジその他これらに類するもの（メリヤス編物及びクロセ編物に限る。） (d) 58.10項のししゅう布 (e) 59類の織物類（例えば、59.03項又は59.07項の染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した織物類、59.06項のゴム加工した織物類） (f) 第11部注7に規定する製品にしたもの（第11部総説（）参照） 	<p>60 . 0 2</p> <p>その他のメリヤス編物及びクロセ編物</p> <p>6002.10 - 幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のもの</p> <p>6002.20 - その他のもの（幅が30センチメートル以下のものに限る。）</p> <p>6002.30 - 幅が30センチメートルを超え、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のもの</p> <p>- その他の編物（たてメリヤス編みのものに限るものとし、ガルーンメリヤス機により編んだものを含む。）</p> <p>6002.41 - 羊毛製又は纖獸毛製のもの</p> <p>6002.42 - 編製のもの</p> <p>6002.43 - 人造纖維製のもの</p> <p>6002.49 - その他のもの</p> <p>- その他のもの</p> <p>6002.91 - 羊毛製又は纖獸毛製のもの</p> <p>6002.92 - 編製のもの</p> <p>6002.93 - 人造纖維製のもの</p> <p>6002.99 - その他のもの</p> <p>この項には、60.01項に属しないメリヤス編物及びクロセ編物を含む。メリヤス編物及びクロセ編物には、平編みのもの、ゴム編みのもの、透かし編みのもの及び縫い合わせ又は接着により二重に重ね合わせた編物を含む。</p> <p>この項の編物には、浸染したもの、なせんしたもの又は異なる色の糸から成るものがあり、それぞれの色が編物の片側にのみ現れるよう特別な工程で2色に編み込んだメリヤス編物を含む。これらの物品は時々毛羽立てられ編物の性質が隠される。</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 包帯で、医薬用又は小売用にしたもの（30.05） (b) ループウェーラー（56.06） (c) 58.07項のラベル、バッジその他これらに類するもの（メリヤス編物及びクロセ編物に限る。） (d) 58.10項のししゅう布 (e) 59類の織物類（例えば、59.03項又は59.07項の染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した織物類、59.06項のゴム加工した織物類並びに59.08項のしん又はガスマントル用の織物類） (f) 60.01項のパイル編物類 	

	新	旧	備 考
60 . 0 3	<p><u>メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートル以下のものに限るものとし、第60.01 項及び第60.02 項のものを除く。）</u></p> <p><u>6003.10 - 羊毛製又は纖獸毛製のもの</u></p> <p><u>6003.20 - 編製のもの</u></p> <p><u>6003.30 - 合成纖維製のもの</u></p> <p><u>6003.40 - 再生纖維又は半合成纖維製のもの</u></p> <p><u>6003.90 - その他のもの</u></p> <p><u>第60.01 項のパイル編物を除き、この項は幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸を含まないか又はその重量が全重量の 5 %未満のメリヤス編物及びクロセ編物を含む。</u></p> <p><u>この項には、また次の物品を含まない。</u></p> <p><u>(a) 包帯で、医薬用又は小売用にしたもの (30.05)</u></p> <p><u>(b) ループウェールヤーン (56.06)</u></p> <p><u>(c) 58.07 項のラベル、バッジその他これらに類するもの（メリヤス編物及びクロセ編物に限る。）</u></p> <p><u>(d) 58.10 項のししゅう布</u></p> <p><u>(e) 59類の織物類（例えば、59.03 項又は59.07 項の染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した織物類、59.06 項のゴム加工した織物類並びに59.08 項のしん又はガスマントル用の織物類）</u></p> <p><u>(f) 第11部注 7 に規定する製品にしたもの（第11部総説()参照）</u></p>	(新 設)	

	新	旧	備 考
60 . 0 4	<p><u>メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートルを超える、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。）</u></p> <p><u>6004.10 - 弹性糸の重量が全重量の5%以上のもの（ゴム糸を含まないものに限る。）</u></p> <p><u>6004.90 - その他のもの</u></p> <p><u>第60.01項のパイル編物を除き、この項は幅が30センチメートルを超える、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のメリヤス編物及びクロセ編物を含む。</u></p> <p><u>弾性糸は11部の号注1(a)に規定されている。この注におけるテクスチャード加工糸は、54.02項の解説末尾にある号の解説に規定されている。</u></p> <p><u>この項には、また次の物品を含まない。</u></p> <p>(a) 包帯で、医薬用又は小売用にしたもの（30.05）</p> <p>(b) 58.07項のラベル、バッジその他これらに類するもの（メリヤス編物及びクロセ編物に限る。）</p> <p>(c) 58.10項のししゅう布</p> <p>(d) 59類の織物類（例えば、59.03項又は59.07項の染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した織物類、59.06項のゴム加工した織物類）</p> <p>(e) 第11部注7に規定する製品にしたもの（第11部総説（）参照）</p>	(新 設)	

	新	旧	備 考
60.05	<p><u>たてメリヤス編物（ガルーンメリヤス機により編んだものを含むものとし、第60.01項から第60.04項までのものを除く。）</u></p> <p><u>6005.10 - 羊毛製又は纖獸毛製のもの</u> <u>- 編製のもの</u></p> <p><u>6005.21 - - 漂白してないもの及び漂白したもの</u></p> <p><u>6005.22 - - 浸染したもの</u></p> <p><u>6005.23 - - 異なる色の糸から成るもの</u></p> <p><u>6005.24 - - なせんしたもの</u> <u>- 合成纖維製のもの</u></p> <p><u>6005.31 - - 漂白してないもの及び漂白したもの</u></p> <p><u>6005.32 - - 浸染したもの</u></p> <p><u>6005.33 - - 異なる色の糸から成るもの</u></p> <p><u>6005.34 - - なせんしたもの</u> <u>- 再生纖維又は半合成纖維製のもの</u></p> <p><u>6005.41 - - 漂白してないもの及び漂白したもの</u></p> <p><u>6005.42 - - 浸染したもの</u></p> <p><u>6005.43 - - 異なる色の糸から成るもの</u></p> <p><u>6005.44 - - なせんしたもの</u></p> <p><u>6005.90 - その他のもの</u> <u>第60.01項のパイル編物を除き、この項には幅が30センチメートルを超える、弾性糸又はゴム糸を含まないか又はその重量が5%未満のたてメリヤス編物を含む。ガルーンメリヤス機により編んだものを含むたてメリヤス編物についての詳細は60類の解説(A)(II)参照。</u> <u>たてメリヤス編物は種々の形状をとりうる。衣服を作るために使われるような編み目の開いた部分がない伝統的な編物とは別に、このたてメリヤス編物には透かし編みのものを含む。これらのたてメリヤス機で（特にラッセル機）で作られた編物には、しばしばカーテン作成に用いられるものや、網地又はレースに類似したものがある。（しかし後者と混同してはならない：58.04項の解説参照。）機械製のレースのように、レースに類似したメリヤス編み又はクロセ編みは、しばしばかなり幅広の反物状のレースとして製造され、最終工程でストリップ状に切断される。それらのストリップは長さを問わず、その両端がまつすぐで平行であり、幅が30センチメートルを超える限り、この項に属する。</u></p> <p style="text-align: center;">(次葉へ)</p>	(新 設)	

新	旧	備 考
<p>(前葉より)</p> <p><u>この項には、また次の物品を含まない。</u></p> <p>(a) 包帯で、医薬用又は小売用にしたもの (30.05)</p> <p>(b) 58.07 項のラベル、バッジその他これらに類するもの (メリヤス編物及びケロセ編物に限る。)</p> <p>(c) 58.10 項のししゅう布</p> <p>(d) 59類の織物類 (例えば、59.03 項又は59.07 項の染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した織物類、59.06 項のゴム加工した織物類並びに59.08 項のしん又はガスマントル用の織物類</p> <p>(e) 第11部注 7 に規定する製品にしたもの (第11部総説()参照)</p>		

	新	旧	備 考
6006	<p><u>その他のメリヤス編物及びクロセ編物</u></p> <p><u>6006.10 - 羊毛製又は織獸毛製のもの</u></p> <p><u>- 綿製のもの</u></p> <p><u>6006.21 - - 漂白してないもの及び漂白したもの</u></p> <p><u>6006.22 - - 浸染したもの</u></p> <p><u>6006.23 - - 異なる色の糸から成るもの</u></p> <p><u>6006.24 - - なせんしたもの</u></p> <p><u>- 合成纖維製のもの</u></p> <p><u>6006.31 - - 漂白してないもの及び漂白したもの</u></p> <p><u>6006.32 - - 浸染したもの</u></p> <p><u>6006.33 - - 異なる色の糸から成るもの</u></p> <p><u>6006.34 - - なせんしたもの</u></p> <p><u>- 再生纖維又は半合成纖維製のもの</u></p> <p><u>6006.41 - - 漂白してないもの及び漂白したもの</u></p> <p><u>6006.42 - - 浸染したもの</u></p> <p><u>6006.43 - - 異なる色の糸から成るもの</u></p> <p><u>6006.44 - - なせんしたもの</u></p> <p><u>6006.90 - - その他のもの</u></p> <p><u>この項にはこの類の前項までに含まれないメリヤス編物及びクロセ編物を含む。</u></p> <p><u>この項には例えばよこメリヤス及びクロセ編物で幅が30センチメートルを超え、弹性糸又はゴム糸を含まないか又はその重量が全重量の5%未満のものを含む。</u></p> <p><u>「よこメリヤス」及び「クロセ編物」はこの類の解説に規定されている。</u></p> <p><u>(総説(A)()及び(B)参照)</u></p> <p><u>この項には、また次の物品を含まない。</u></p> <p><u>(a) 包帯で、医薬用又は小売用にしたもの(30.05)</u></p> <p><u>(b) 58.07項のラベル、バッジその他これらに類するもの(メリヤス編物及びクロセ編物に限る。)</u></p> <p><u>(c) 58.10項のししゅう布</u></p> <p><u>(d) 59類の織物類(例えば、59.03項又は59.07項の染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した織物類、59.06項のゴム加工した織物類並びに59.08項のしん又はガスマントル用の織物類)</u></p> <p><u>(e) 第11部注7に規定する製品にしたもの(第11部総説()参照)</u></p>	(新設)	

新	旧	備 考
<p>第61類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） (省略) 総説 (省略)</p> <p>シャツ及びシャツブラウスとは、長袖又は半袖を有し、ネックラインが一部又は全部開いている上半身用の衣類である。これらには、ウエストより上の部分にポケット及び<u>襟</u>があることもある。</p> <p>11部注13の適用により異なる項に属する衣類は、小売用のセットにした場合であつても当該各項に属する。しかしながら、各項の本文で特掲されている小売用のセットにした衣類（例えば、スーツ、パジャマ、水着）については適用しない。<u>この11部注13の適用において「紡織用纖維から成る衣類」とは、第61.01 項から第61.14 項までの衣類をいうことに注意しなければならない。</u> (省略)</p> <p>この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 39.26 項、40.15 項、42.03 項又は68.12 項の衣類及び衣類附属品 (b) <u>メリヤス編み又はクロセ編みの物品で（縫い又はネックライン形成等の）加工がなされた衣類製造用のものであるが、衣類又は衣類の部分品として確認できるほど十分に完成されないもの（63.07）</u> (c) 63.09 項の中古の衣類その他の中古の物品 (d) 人形用衣類（95.02）</p> <p>号の解説 58.11 項に属する反物状のキルティングした紡織用纖維の物品から作られた衣類の所属の決定 58.11 項に属する反物状のキルティングした紡織用纖維の物品から作られた衣類は、11部号注2の規定によりこの類の号に属する。この所属の決定において、それらの製品に重要な特性を与えるものは表生地の紡織用纖維である。<u>これは、例えば、表生地が綿60%、ポリエステル40%のメリヤス編物製のキルティングした男子用のアノラックは、6101.20 号に属することを意味する。たとえ表生地が59.03 項、59.06 項又は59.07 項に属するものであつても、その衣類は61.13 項に属しないので注意しなければならない。</u></p>	<p>第61類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） (省略) 総説 (省略)</p> <p>シャツ及びシャツブラウスとは、長袖又は半袖を有し、ネックラインが一部又は全部開いている上半身用の衣類である。これらには、ウエストより上の部分にポケット及び<u>カラー</u>があることもある。</p> <p>11部注13の適用により異なる項に属する衣類は、小売用のセットにした場合であつても当該各項に属する。しかしながら、各項の本文で特掲されている小売用のセットにした衣類（例えば、スーツ、パジャマ、水着）については適用しない。</p> <p>(省略)</p> <p>この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 39.26 項、40.15 項、42.03 項又は68.12 項の衣類及び衣類附属品 (b) 63.09 項の中古の衣類その他の中古の物品 (c) 人形用衣類（95.02）</p> <p>号の解説 58.11 項に属する反物状のキルティングした紡織用纖維の物品から作られた衣類の所属の決定 58.11 項に属する反物状のキルティングした紡織用纖維の物品から作られた衣類は、11部号注2の規定によりこの類の号に属する。この所属の決定において、それらの製品に重要な特性を与えるものは表生地の紡織用纖維である。例えば、表生地が綿60%、ポリエステル40%のメリヤス編物製の男子用のアノラックは、6101.20 号に属することを意味する。たとえ表生地が59.03 項、59.06 項又は59.07 項に属するものであつても61.13 項に属さないので注意しなければならない。</p>	

新	旧	
<p>61.10 ジャージー、プルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 羊毛製又は纖獸毛製のもの <p><u>6110.11 - - 羊毛製のもの</u></p> <p><u>6110.12 - - カシミヤ毛製のもの</u></p> <p><u>6110.19 - - その他のもの</u></p> <p style="text-align: center;">(省略) この項にはまた、61.01 項又は61.02 項の詰物をしたベストを含まない。</p> <p style="text-align: center;">◦◦</p> <p>号の解説 6110.12 この号の物品については、第5102.11 号の解説の規定を準用する。</p>	<p>61.10 ジャージー、プルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 羊毛製又は纖獸毛製のもの <p><u>6110.10 - 羊毛製又は纖獸毛製のもの</u></p> <p style="text-align: center;">(省略) この項にはまた、61.01 項又は61.02 項の詰物をしたベストを含まない。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	

新	旧	備 考
<p>61.16 手袋、ミトン及びミット(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) メリヤス編み又はクロセ編みの<u>手袋、ミトン及びミット</u>で裏地に毛皮又は人造毛皮を使用したもの及び外側に毛皮又は人造毛皮を使用したもの(単にトリミングしたものを除く。)(43.03 又は43.04)</p> <p>(b) (省略)</p> <p>(c) メリヤス編み又はクロセ編みでない紡織用繊維製の<u>手袋、ミトン及びミット</u> (62.16)</p> <p>(d) (省略)</p>	<p>61.16 手袋、ミトン及びミット(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) メリヤス編み又はクロセ編みの<u>手袋</u>で裏地に毛皮又は人造毛皮を使用したもの及び外側に毛皮又は人造毛皮を使用したもの(単にトリミングしたものを除く。)(43.03 又は43.04)</p> <p>(b) (省略)</p> <p>(c) メリヤス編み又はクロセ編みでない紡織用繊維製の<u>手袋</u>(62.16)</p> <p>(d) (省略)</p>	

新	旧	備 考
<p>61.17 その他の衣類附属品（製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1)~(9) （省 略）</p> <p>(10) ポケット、袖、襟 <u>修道女の</u>ずきん、各種の装飾物（口ゼット、蝶結び、ひだ飾り及びすそ飾り等）、ボディスフロント(<u>bodice-fronts</u>)、ジャボ、カフス、ヨーク、折り襟その他これらに類するもの</p> <p>(11)、(12) （省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) （省 略）</p> <p>(b) ブラジャー、ガードル、コルセット、<u>つりひも</u>、サスペンダー、ガーター その他これらに類する製品及びこれらの部分品(62.12)</p> <p>(c)~(f) （省 略）</p> <p>(g) プレスファスナーのストリップ及び留め金（ホック）を付けたメリヤス編み のテープ(60.01、<u>60.02</u>、<u>60.03</u>、83.08 又は96.06)</p> <p>(h) （省 略）</p>	<p>61.17 その他の衣類附属品（製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1)~(9) （省 略）</p> <p>(10) ポケット、袖、<u>カラー</u>、ずきん、各種の装飾物（口ゼット、蝶結び、ひだ飾り及びすそ飾り等）、ボディスフロント、ジャボ、カフス、ヨーク、折り襟その他これらに類するもの</p> <p>(11)、(12) （省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) （省 略）</p> <p>(b) ブラジャー、ガードル、コルセット、<u>ブレース</u>、サスペンダー、ガーターその他これらに類する製品及びこれらの部分品(62.12)</p> <p>(c)~(f) （省 略）</p> <p>(g) プレスファスナーのストリップ及び留め金（ホック）を付けたメリヤス編み のテープ(60.01、<u>60.02</u>、83.08 又は96.06)</p> <p>(h) （省 略）</p>	

新	旧	備 考
<p>第62類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。） (省 略) 総説 (省 略)</p> <p>11部注13の適用により異なる項に属する衣類は、小売用のセットにした場合であつても当該各項に属する。しかしながら、各項の本文で特掲されている小売用のセットにした衣類（例えば、スーツ、パジャマ、水着）については適用しない。<u>この11部注13の適用において「紡織用繊維から成る衣類」とは、第62.01 項から第62.11 項までの衣類をいうことに注意しなければならない。</u> (省 略)</p> <p>この類には、次の物品を含まない。 (a) 39.26 項、40.15 項、42.03 項又は<u>68.12 項</u>の衣類及び衣類附属品 (b)~(d) (省 略) (省 略)</p>	<p>第62類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。） (省 略) 総説 (省 略)</p> <p>11部注13の適用により異なる項に属する衣類は、小売用のセットにした場合であつても当該各項に属する。しかしながら、各項の本文で特掲されている小売用のセットにした衣類（例えば、スーツ、パジャマ、水着）については適用しない。<u>この11部注13の適用において「紡織用繊維から成る衣類」とは、第62.01 項から第62.11 項までの衣類をいうことに注意しなければならない。</u> (省 略)</p> <p>この類には、次の物品を含まない。 (a) 39.26 項、40.15 項、42.03 項又は<u>69.18 項</u>の衣類及び衣類附属品 (b)~(d) (省 略) (省 略)</p>	

	新	旧	備 考
62.13	<p>ハンカチ (省略)</p> <p>同様に、必要とする寸法及び形状が、単に切断することによつて得られるような糸抜き加工(<u>ドロンワーク</u>)をされたもので、ハンカチ又はスカーフの特性を有する未完成の製品もこの項に属する。</p> <p>(省略)</p>	<p>62.13 ハンカチ (省略)</p> <p>同様に、必要とする寸法及び形状が、単に切断することによつて得られるような糸抜き加工をされたもので、ハンカチ又はスカーフの特性を有する未完成の製品もこの項に属する。</p> <p>(省略)</p>	
62.15	<p>ネクタイ (省略)</p> <p>この項には、一般に男子が着用するネクタイ、蝶ネクタイ及びストックタイ(stocks)(襟に取り付けるのを容易にするためプラスチック、金属等の取付具を付けたものを含む。)を含む。</p> <p>(省略)</p>	<p>62.15 ネクタイ (省略)</p> <p>この項には、一般に男子が着用するネクタイ、蝶ネクタイ及びストックタイ(stocks)(カラーに取り付けるのを容易にするためプラスチック、金属等の取付具を付けたものを含む。)を含む。</p> <p>(省略)</p>	
62.17	<p>その他の衣類附属品(製品にしたものに限る。)及び衣類又は衣類附属品の部分品(第62.12項のものを除く。)</p> <p>(省略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1)~(10) (省略)</p> <p>(11) ポケット、袖、襟、修道女のズキン、各種の装飾物(ロゼット、蝶结び、ひだ飾り、すそ飾り等)、ボディスフロント(<u>bodice-fronts</u>)、ジャボ(カラーと结合しているものを含む。)、カフス、ヨーク、折り襟その他これらに類するもの</p> <p>(12) (省略) (省略)</p>	<p>62.17 その他の衣類附属品(製品にしたものに限る。)及び衣類又は衣類附属品の部分品(第62.12項のものを除く。)</p> <p>(省略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1)~(10) (省略)</p> <p>(11) ポケット、袖、<u>カラー</u>、修道女のズキン、各種の装飾物(ロゼット、蝶结び、ひだ飾り、すそ飾り等)、ボディスフロント、ジャボ(カラーと结合しているものを含む。)、カフス、ヨーク、折りえりその他これらに類するもの</p> <p>(12) (省略) (省略)</p>	

	新	旧	備 考
63.02	<p>ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン (省 略)</p> <p>これらの物品は、通常、綿製又は亞麻製であるが、大麻製、ラミー製又は人造繊維製等のものもあり、これらは、通常、洗濯に適する品質のものである。これらの物品には、次のものを含む。</p> <p>(1)~(3) (省 略)</p> <p>(4) ティータオル及びコップふき布のようなキッチンリネン 床磨き布、皿磨き布、鍋磨き布、ぞうきんその他これに類する清掃用の布 (一般的に厚手の粗い布製である。)は、キッチンリネンとは認められない <u>(63.07)</u>。 (省 略)</p>	<p>ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン (省 略)</p> <p>これらの物品は、通常、綿製又は亞麻製であるが、大麻製、ラミー製又は人造繊維製等のものもあり、これらは、通常、洗濯に適する品質のものである。これらの物品には、次のものを含む。</p> <p>(1)~(3) (省 略)</p> <p>(4) ティータオル及びコップふき布のようなキッチンリネン 床磨き布、皿磨き布、鍋磨き布、ぞうきんその他これに類する清掃用の布 (一般的に厚手の粗い布製である。)は、キッチンリネンとは認められない。 (省 略)</p>	
63.08	<p>織物と糸から成るセット(附属品を有するか有しないかを問わないものとし、ラグ、つづれ織物、ししゅうを施したテーブルクロス又はナプキンその他これらに類する紡織用繊維製品を作るためのもので、小売用の包装をしたものに限る。) この項のセットは、ししゅう、ラグを作るため等に使用される。 (省 略)</p>	<p>織物と糸から成るセット(附属品を有するか有しないかを問わないものとし、ラグ、つづれ織物、ししゅうを施したテーブルクロス又はナプキンその他これらに類する紡織用繊維製品を作るためのもので、小売用の包装をしたものに限る。) この項のセットは、ししゅう、ラグを作るために使用される。 (省 略)</p>	